

武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月19日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する
 条例

武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明								
<p>(期末手当)</p> <p>第10条 市議会議員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する市議会議員に対して、<u>それぞれ規則で定める日に支給する。</u></p> <p>2 期末手当の額は、<u>国及び他の地方公共団体等の事情を考慮して別に条例で定める額</u>に、次の表の左欄に掲げる基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="236 1697 651 1861"> <tr> <td>在職期間</td> <td>支給割合</td> </tr> <tr> <td>6か月から3か月未満まで</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	在職期間	支給割合	6か月から3か月未満まで	(略)	<p>(期末手当)</p> <p>第10条 市議会議員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する市議会議員に対して、支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、<u>基準日現在において、第1条に規定する議員報酬の月額と当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額とを合計した額に100分の222.5を乗じて得た額</u>に、次の表の左欄に掲げる基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="719 1697 1134 1861"> <tr> <td>在職期間</td> <td>支給割合</td> </tr> <tr> <td>6か月から3か月未満まで</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	在職期間	支給割合	6か月から3か月未満まで	(略)	<p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p>
在職期間	支給割合									
6か月から3か月未満まで	(略)									
在職期間	支給割合									
6か月から3か月未満まで	(略)									
	<p>3 <u>期末手当の支給日は、武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年2月武蔵</u></p>	<p>項の追加</p>								

	野市条例第7号)の適用を受ける職員の例による。	
--	-------------------------	--

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、令和3年12月1日から適用する。

(提案理由)

期末手当の支給月数を規定するほか、所要の改正をするものである。